

# 河川堤防植生管理検討委員会

## 委員会規約

### 第1条（趣旨）

この規約は、「河川堤防植生管理検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定める。

### 第2条（目的）

この委員会は、「東北地方整備局湯沢河川国道事務所」（以下「事務所」という。）が所管する「雄物川上流河川堤防」において試行する「薬剤を用いたイタドリ※対策」について、適切な対策手法を検討し、運用方法（案）を作成することを目的とする。

### 第3条（組織）

委員会は、事務所が設置する。

- 2 委員会の委員は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所長が委嘱する。

### 第4条（委員会）

委員会は、各委員の了承を得て事務局が招集する。

- 2 委員会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。

### 第5条（公開）

委員会は原則として公開とする。

### 第6条（事務局）

委員会の事務局は、事務所に置く。

### 第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

### 第8条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

### 附則（施行期日）

この規約は、平成27年 3月25日より施行する。

※イタドリ・・・ここでいう「イタドリ」とは、「オオイタドリ」や「ケイタドリ」、「イタドリ」などイタドリ類の総称とする。